

令和2年度 栃木地方最低賃金審議会
第3回栃木県塗料製造業最低賃金専門部会 議事要旨

開催日時	令和2年10月15日（木） 10時00分～12時10分					
開催状況	公 益 代表委員	出席3人	労 働 者 代表委員	出席3人	使 用 者 代表委員	出席3人
		定数3人		定数3人		定数3人
主要議題	1 金額改定について 2 その他					
議事録・議事要旨	議 事 要 旨					
1 金額改定について （1）労使双方の主張について ア 労働者代表委員の見解及び主張 （ア）前回最終提示の10円から、業種による最低賃金と考えると大阪府と同額の8円となるが、コロナによる影響を考え、昨年度の兵庫や大阪の970円まで引き上げるべく、現行の963円との差である7円の引上げを提示した。 （イ）前年と比較すれば厳しいとのことは承知しているが、8月9月と持ち直しを見せており、悪いながらも上昇傾向にある。また、大幅に引き上げても影響率からすると変わらないものである。今年の兵庫県が3円の引上げで結審していることから、1円でも縮めるために4円の引上げを提示した。 （ウ）使用者側の1円の主張に対し、4円から変更はできないと主張した。 イ 使用者代表委員の見解及び主張 （ア）前回最終提示の据え置き0円から、新型コロナウイルス感染拡大に関連する解雇や雇い止めの状況、雇用環境の悪化、休業者や解雇者の増加を考慮すると据え置きが妥当と考えるが、歩み寄りも必要とし、地賃の引上げ額と同額の1円引上げを提示した。 （イ）コロナの影響で先行きが不透明な状況を考えると、労働者側が主張する7円の引上げは困難と言わざるを得ず、1円の引上げから変更することはできないと主張した。 （ウ）栃木県最低賃金が1円の引上げであることから、1円の引上げが妥当と主張した。 （エ）1円以上の提示はできない旨を主張した。						

(2) 結審状況等について

労働者代表委員 4 円の引上げ、使用者代表委員 1 円の引上げを提示された後、これ以上の進展は見込めず、公益見解を要望されたため公益見解を示すこととなった。

公益委員は、新型コロナウイルス感染症の影響、他県の同業種の結審状況、塗料の出荷額などが前年より相当落ち込んでいる状況を踏まえ、2 円の引上げ、時間額 965 円とする公益見解を提示した。

協議の結果、労・使共に公益見解に同意し、現行額を 2 円引き上げて、時間額 965 円(改正発効日：令和 2 年 12 月 31 日)で「全会一致」により結審した。

審議会会長あて報告書(案)について審議し、原案どおり議決された。

審議会令第 6 条第 5 項の適用により、答申文(案)について審議し、原案どおり議決され、引き続き、答申された。

2 その他
特になし